解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年六月二十二日開催の理事会の決議により平成二十三年十月一日付けで解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

兵庫県西脇市郷瀬町六六六番地の五
財団法人西脇市保健福祉公社
清算人　河原　淳

配当公告

愛知県碧南市志貴崎町六丁目一三番地
破産者　株式会社大弥組

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十二年（フ）第四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三四四、四九五、〇一四円

一、配当することのできる金額
金一二、五九七、七四五円

平成二十三年十一月十五日

愛知県刈谷市相生町三丁目三番地富士ビルディング一階井上剛法律事務所
破産管財人　井上　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川北一条一丁目二番地五、最後の住所北海道小樽市朝里川温泉一丁目三〇六番地サーム朝里が丘五一五号室
被相続人　亡　佐藤　繁治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

北海道小樽市入船一丁目一番五〇二号　ブランシェ竹栄、事務所北海道小樽市入船一丁目一番五〇一号ブランシェ竹栄
相続財産管理人　司法書士　林　正章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市田原町本町四九番地、最後の住所千葉県松戸市樋野口五二五番地ルネ・リバージュ松戸三〇八号
被相続人　亡　濵田　正三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

千葉県松戸市松戸一一七六―四あいおいニッセイ同和損保松戸駅前ビル三階
相続財産管理人　弁護士　香遠　優介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町岸一六七五番地九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　齋藤　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

神奈川県小田原市栄町二丁目一三番一一号西部ビル四階　杉崎茂法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小室　充孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市牛屋六二三番地、最後の住所新潟市北区濁川一丁目一八番三四号
被相続人　亡　長谷部健太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

新潟市中央区美咲町一丁目八番一五号ＬＴＭセンター弁護士法人宮本総合法律税務事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市西中一五六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　聖一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

新潟県三条市興野一―一五―一〇　中央ビル二階
相続財産管理人　弁護士　中澤泰二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市福畠町チ一二八番地、最後の住所富山県富山市婦中町希望ケ丘六四一番地
被相続人　亡　星野　伸幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

事務所富山県富山市西田地方町二丁目六番八号　丹保ビル二階
相続財産管理人　弁護士　谷口　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市富士見二丁目三九九一番地一二、最後の住所山梨県甲府市富士見二丁目六番一号
被相続人　亡　望月　麻帆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階小野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山新吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市富木島町長田六〇番地、最後の住所愛知県一宮市萩原町串作字郷四六六番地五
被相続人　亡　岡部　金松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ九階中京法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川　真司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田中阿達町四八番地、最後の住所京都市南区東九条烏丸町二一番地
被相続人　亡　川元　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

京都府宇治市大久保町南ノ口六〇番地の二コリンノルドＡ一四
相続財産管理人　岸　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田二七七番地、最後の住所兵庫県明石市魚住町長坂寺七六一番地の一リベール明石魚住Ⅴ二〇六号
被相続人　亡　中道　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十五日

神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号三宮ビル南館五階神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所
相続財産管理人　弁護士　茂木立　仁

福井県民間事業所省エネ化推進事業における入札のお知らせ

次の通り一般競争入札に付します。

平成23年11月15日

株式会社アカホリ管工
代表取締役　赤堀　　誠

1．競争入札に付する事項
件名：株式会社アカホリ管工ライブラリーハウス省エネ改修工事

2．参加資格　福井県内に営業所があり、太陽光発電システム設置の実績があり、施工ＩＤ取得業者である者。

3．入札説明書の配布
⑴　期間：平成23年11月15日10時00分～平成23年11月17日16時00分
⑵　場所：福井県越前市粟田部町36―１―６
株式会社アカホリ管工　事務所
⑶　担当：赤堀　　誠（電話0778―43―1360）

4．入札・開札の日時、場所、方法
⑴　日時：平成23年11月18日10時00分～10時30分（入札）
平成23年11月18日10時30分より（開札）
⑵　場所：上記３．⑵と同
⑶　方法：紙入札